

令和8年3月9日に公表した「令和7年度 教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査」の結果等を踏まえ、学校における働き方改革を一層推進する上での留意事項についてお知らせします。

8文科初第241号
令和8年4月10日

各都道府県教育委員会教育長

殿

各指定都市教育委員会教育長

文部科学省初等中等教育局長

望 月 禎

令和7年度教育委員会における学校の働き方改革のための
「見える化」調査結果等に係る留意事項について（通知）

日頃から、地方教育行政の発展に御尽力と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

学校における働き方改革については、これまでも、令和7年6月に成立した公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（以下「給特法」という。）等の一部を改正する法律（以下「給特法等改正法」という。）及び給特法に基づく大臣指針¹（以下「指針」という。）の改正・公示等を通じて、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園における教師の「働きやすさ」と「働きがい」を両立し、全ての子供たちへのより良い教育を実現するための取組を推進してきたところです。

文部科学省においては、これまで、教育委員会等における取組の進捗状況を明確にするとともに、取組事例の展開等を通じて、働き方改革の取組を促すことを目的として、毎年度調査を実施しています。令和7年度については、給特法や「指針」の改正等を踏まえ、改めて調査内容を見直した上で実施し、当該調査の結果（以下「働き方改革調査結果」という。）を令和8年3月9日に公表しました（別添1）。調査結果の取りまとめに当たり、御協力いただいた全国の教育委員会の皆様に、御礼申し上げます。

働き方改革調査結果では、「学校と教師の業務の3分類」（以下「3分類」という。）をはじめとする取組の実施率は上昇傾向にあり、時間外在校等時間についても、1箇月45時間²以下である教師の割合が前回調査から改善しています。

他方、1箇月45時間を上回る教師も一定数存在するとともに、給特法等改正

¹ [公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針](#)

² 指針において、1箇月の時間外在校等時間の上限時間の原則として規定している。

法附則第3条に規定された政府目標³に相当する「1箇月の時間外在校等時間が平均で30時間」の水準を上回る教育委員会が、特に小学校・中学校・高等学校で5割を超えているなど、引き続き改善すべき課題があります。

こうした課題に対応するため、文部科学省としては、別添1の8頁目に記載した取組について、総合的・一体的に一層推進していく予定です。

また、このような取組の一つである校務DXの加速化については、令和5年度より、取り組むことが望ましい項目を整理した「GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）を示すとともに、各教育委員会・学校におけるこうした項目の取組状況の自己点検の結果について、文部科学省としてフォローアップを実施しており、この度、令和7年度の当該フォローアップの結果（以下「校務DX調査結果」という。）を、同日に公表しました（別添2）。

こうしたことを踏まえ、各教育委員会におかれては、特に下記の点に留意いただくとともに、教育委員会・学校における最新の取組事例をまとめた別添3も参考にいただきながら、学校における働き方改革の更なる加速化に取り組んでいただくようお願いします。

各都道府県教育委員会におかれては、域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、本件について周知を図るとともに、市区町村教育委員会や各学校等のそれぞれの主体が、その権限と責任を踏まえて適切に対応できるよう、十分な指導・助言に努めていただくようお願いします。

記

1. 教師の勤務状況の把握等について

学校における働き方改革の推進のためには、教師の在校等時間を適切に把握することが重要かつ出発点である。また、休憩時間を適正に付与するなど労働基準法等の規定を遵守することが求められる。

働き方改革調査結果では、令和7年度末までに、全ての教育委員会において、所管の全ての小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校で教師の在校等時間の客観的な把握（以下「客観把握」という。）を適切に行う予定であることが確認された⁴。こうしたことも踏まえ、令和8年度以降も引き続き、所管の全ての学校における客観把握の取組を徹底すること。

また、所管の学校における業務の持ち帰り状況と休憩時間の設定状況を把

³ 給特法附則第3条には、公立の義務教育諸学校等の教育職員について、「令和11年度までに、（中略）1箇月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標」とすることが規定されている。

⁴ 今回の調査では、教育委員会に対し、それぞれの学校種について、所管の全ての学校で「指針」に基づく、ICTの活用やタイムカード、パソコンの使用時間の記録等によって在校等時間の客観把握を行い、かつ校外や土日・祝日などに校務として行う業務の時間も把握しているかについて確認しており、それら全てを把握している、又は令和7年度中に把握を開始予定であると回答した教育委員会を、それぞれの学校種について「令和7年度末までに、所管の全ての学校で客観的な在校等時間の把握を開始予定である教育委員会」として計上している。

握している教育委員会が少ない⁵ことも確認された。

業務の持ち帰りについては、本来行わないことが原則であり、仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、まずは学校長等において実態把握されるものであるが、サービス監督教育委員会においても、所管の学校における業務の持ち帰り状況を、各学校長等に対して適時確認するなどした上で、学校長等と連携して、持ち帰りの縮減に向けた取組を進めること。

休憩時間については、サービス監督教育委員会として、所管の学校で教職員の休憩が適切に確保されるよう、各学校における休憩時間の設定状況を把握し、休憩の確保に向けた取組を進めること。

2. 給特法等改正法等に基づく取組の推進について

働き方改革調査結果においては、時間外在校等時間の縮減等に向けた業務改善方針・計画の策定や在校等時間の公表等の実施率が依然として低い状況⁶にあることが確認された。

今般の給特法の改正により、令和8年4月以降は、全てのサービス監督教育委員会において、業務量管理・健康確保措置実施計画（以下「実施計画」という。）を策定するとともに、毎年度、その実施状況を総合教育会議へ報告し、公表することが義務付けられることとなる。こうした仕組みは、働き方改革の実効性を向上させる観点から、教育委員会内外の連携・協働を推進するとともに、取組の成果の検証とその改善を重ねていくことを目的とするものであることを踏まえ、各教育委員会においては、実施計画の策定及び毎年度における実施状況の総合教育会議への報告・公表を確実に実施いただく必要があること。

なお、文部科学省では、給特法等改正法が施行される令和8年4月以降の早期に、各教育委員会における実施計画の策定状況等についてフォローアップを行う予定であるとともに、令和8年度において、サービス監督教育委員会におけるこうした取組に対するアドバイザーの派遣等の伴走支援を予定していること。

3. 学校及び教師が担う業務の役割分担・適正化等について

働き方改革調査結果においては、「3分類」における19の業務に係る取組について、その実施状況は改善傾向にある一方で、自治体間の取組状況に引き続き差がある⁷ことが確認された。

各教育委員会においては、別添3に掲載している教育委員会・学校における最新の取組事例も参考にしつつ、「3分類」に掲げた業務等のうち優先的に

⁵ 調査結果では、「所管する学校において、業務の持ち帰りが行われているかどうかを把握している」教育委員会は約4割、「所管する学校における、休憩時間の設定状況について把握している」教育委員会は約7割となっている。

⁶ 「所管の学校における働き方改革又は業務改善に関して、時間外在校等時間の縮減等に向けた業務改善方針や計画等を策定している」教育委員会は約7割、「所管の学校における在校等時間を公表している」教育委員会は約3割となっている。

⁷ 例えば、「学習評価や成績処理の補助的業務について教員業務支援員等の支援スタッフの参画を図っている」教育委員会数は、政令市に比べて市（政令市を除く。）区町村は約25ポイント少ない。

対応する必要のあるものから取組を推進すること。その際、学校以外が担うべき業務については、教育委員会等が中心となって担うことについて積極的に検討・調整すること。

なお、朝の時間帯や下校時刻より後の教職員の勤務時間外に学校施設を開放し、児童に利用させる取組を行っている市町村も見受けられるところ、そのような取組を行う場合には、地方公共団体又は教育委員会において、保護者又は地域住民等と連携しながら、学校以外が管理責任を負う体制を構築すること。

また、学校においては、学校長等のリーダーシップの下、取組の優先順位を定めて業務の見直しを進めるとともに、「3分類」に掲げた代表例以外のものも含め、業務を不断に見直すことが重要であること。業務の見直しを行う際には、学校運営協議会における協議の中で地域住民や保護者との間で業務の役割分担や必要な支援について調整を行うことなどが考えられる。なお、「3分類」に掲げた19の業務の見直しは、学校・地域の実情を踏まえ、優先的に対応する必要のあるものから進められるべきであるが、全ての項目に関する見直しが検討されるべきものであること。

また、働き方改革調査結果において、副校長・教頭の時間外在校等時間の状況が他の教職員と比較して特に厳しい状況にあることが確認された。「指針」においても、「3分類」に基づく業務の役割分担を行う上で、副校長・教頭や事務職員を含む特定の職員に責任や負担が集中しない環境を整備することの必要性を指摘していることに留意しながら、校内での役割分担の見直しや、地方公共団体独自の財源による事務職員の体制充実及び副校長・教頭マネジメント支援員の配置等の取組を積極的に推進すること。

4. 校務 DX の加速化について

校務 DX 調査結果においては、「チェックリスト」で示している教育委員会・学校が取り組むことが望ましい取組全てにおいて実施率が上昇していた。その一方で、実施率は比較的低いものの、取り組んだ学校においては教職員の働き方の改善に対する効果実感が高い取組も確認されたが、これらの項目については、未実施の学校において取り組むことで、働き方の改善に資する余地が大きいと考えられる。こうした取組の一例として、保護者や教職員間の連絡にクラウドサービスを活用する例のほか、生成 AI の利活用が挙げられる。今回の校務 DX 調査結果は、小中学校等を対象としたものであるが、高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び幼稚園等の校務 DX を進める上でも参考にすること。

生成 AI については、授業準備や各種文書のたたき台作成などに有効であると考えられ、教育委員会におかれては、「初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン」⁸等を踏まえ、生成 AI の利活用方針等を策定すること等を通じて、所管の学校における利活用を促すこと。

このような保護者や教職員間の連絡へのクラウドサービスの活用や、授業

⁸ [初等中等教育段階における生成 AI の利活用に関するガイドライン（令和6年12月26日）](#)

準備への生成 AI の利活用等の取組については、学校における最新の事例を別添 4 にまとめており、各教育委員会においてはこちらを参考にしながら、所管の学校における取組への支援に努めていただきたいこと。その際、「チーム学校」の考え方の下、スクールカウンセラー等の専門職員や支援スタッフを含む学校全体の校務 DX・業務効率化が推進されるよう、文部科学省において策定した「教育情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を参考にしながら、ルールの整備等に努めていただくこと。

また、FAX の使用や押印については、学校や保護者・関係機関等との間における連絡手段のデジタル化を妨げるとともに、業務の実施場所を制限し、教職員の柔軟な働き方の実現等への阻害要因になり得ることから、関連する制度・ルール・慣行を見直すこと。

その際、学校の業務で押印が必要な書類には、保護者の関与が考えられる書類が多くを占めていることも確認されたことから、学校・保護者間における書類について、押印の慣行を積極的に見直すことについて所管の学校への指導・助言を行うとともに、FAX の使用の原則廃止に向けては、教職員が外部とやり取り可能なメールアドレスを付与するなど、外部の関係機関との間での連絡手段のデジタル化に向けた条件整備を積極的に推進すること。

5. 部活動の地域展開等について

文部科学省においては、少子化の中でも子供たちがスポーツ・文化芸術活動に親しむ機会を確保・充実するとともに、学校における働き方改革にも資するよう、休日を中心として公立中学校等における部活動の地域展開等を推進しており、地方公共団体においては、令和 7 年 12 月に文部科学省において公表した「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」⁹に基づき、文部科学省の新たな補助事業（「部活動の地域展開等推進事業」）等の支援策も活用しつつ、地域の実情等に応じて部活動の地域展開等に取り組むこと。

また、学校において部活動を実施する場合においても、教師の部活動に係る負担を軽減するなどの観点から、部活動指導員をはじめとした外部人材の活用や適切な活動時間・休養日の設定等が重要であり、学校のニーズ・状況を的確に把握しつつ、部活動指導員の適切な配置をはじめとした取組を着実に進めること。

6. 本通知の位置付けについて

本通知は、働き方改革調査結果及び校務 DX 調査結果に関する事項を中心に通知するものであり、学校における働き方改革に係る取組については、本通知のほか、「指針」に係る Q&A（令和 7 年 11 月時点）¹⁰、令和 7 年 3 月通知

⁹ [部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン（本文・別冊資料 1・別冊資料 2）](#)

¹⁰ [公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が教育職員](#)
[の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針に係る Q&A（令和 7 年 11 月時点）](#)

¹¹、令和6年9月通知¹²等によるものであること。

また、令和6年度人事行政状況調査等結果通知¹³における、学校における働き方改革に関する事項についても十分参照されたいこと。

別添1：令和7年度教育委員会における学校の働き方改革のための「見える化」調査結果概要

別添2：令和7年度GIGAスクール構想の下での校務DXチェックリスト～学校・学校設置者の自己点検結果～（総括資料）

別添3：学校における働き方改革の更なる推進に係る取組事例一覧

別添4：校務DXを促進するための取組に関する参考資料

本件担当：

初等中等教育局教育職員政策課

働き方改革推進室校務調整係

T E L：03-5253-4111（内線 4819）

E-Mail：ko-mu@mext.go.jp

¹¹ [令和6年度教育委員会における学校の働き方改革のための取組状況調査結果等に係る留意事項について（通知）（令和7年3月24日付け6文科初第2755号文部科学省初等中等教育局長通知）](#)

¹² [「「令和の日本型学校教育」を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について（答申）」（令和6年8月27日中央教育審議会）を踏まえた取組の徹底等について（通知）（令和6年9月30日付け文科初第1293号文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長・スポーツ庁次長・文化庁次長通知）](#)

¹³ [令和6年度公立学校教職員の人事行政状況調査結果等に係る留意事項について（通知）（令和8年1月28日付け7文科初第2106号文部科学省初等中等教育局長・総合教育政策局長通知）](#)